

# 五領川公共下水道事務組合 下水道事業 業務継続計画

制 定 平成30年 7月31日  
最新改定 令和 2年12月25日



下水道事業・地震時業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	策定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成30年7月31日	新規策定	管理者	建設維持係
改定	令和2年12月25日	対象事象に水害を追加	管理者	建設維持係

	目	次
1 下水道BCPの趣旨と基本方針	1	
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1	
1.2 基本方針	1	
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2	
2 非常時対応の基礎的事項の整理	5	
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	5	
2.2 災害対応拠点と非常参集	6	
2.3 対応体制・指揮命令系統図	7	
2.4 代替拠点	8	
2.4.1 代替拠点の概要と参集者	8	
2.5 避難誘導・安否確認	9	
2.5.1 避難誘導方法	9	
2.5.2 安否確認方法	9	
2.5.3 職員リスト	10	
2.6 被害状況の把握（チェックリスト）	11	
2.7 災害発生直後の連絡先リスト	13	
2.7.1 国、県、関連行政部局等	13	
2.7.2 民間企業等	15	
2.8 保有資機材と調達先	17	
2.9 備蓄、救出用機材	19	
2.9.1 食料等の備蓄	19	
2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	19	
2.10 他機関からの応援	19	
3 非常時対応計画	20	
3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】	20	
3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】	24	
3.3 非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生する可能性がある場合】	28	
4 事前対策計画	30	
4.1 データのバックアップ及び資機材の確保	30	
4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）	32	
4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認	32	
4.4 受援体制の整備と充実	33	
4.5 民間企業等との協定締結・見直し	34	
4.6 住民等への情報提供及び協力要請	34	
4.7 その他の対策		35
5 訓練・維持改善計画		36
5.1 訓練計画		37
5.2 維持改善計画		37
5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目		37
5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目		37
5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知		37
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討		39
6.1 地震、水害の規模等の設定と被害想定		39
6.1.1 地震規模の設定		39
6.1.2 水害規模の設定		40
6.1.3 下水道施設等の耐震化及び水害対策状況		41
6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状		43
6.1.5 被害想定（地震）		44
6.1.6 被害想定（水害）		45
6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）		46
6.2.1 災害（地震、水害）における共通優先実施業務		46
6.2.2 水害における優先実施業務（事前対応）		48
6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法		49
6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表		51

## 1 下水道BCPの趣旨と基本方針

### 1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP）」という。）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

### 1.2 基本方針

- (1) 住民、職員、関係者の安全確保  
災害発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、住民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- (2) 下水道事業の責務遂行  
住民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。
- (3) 対象事象  
大規模地震及び水害を対象リスクとして策定する。

### 1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

五領川公共下水道事務組合が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

#### 1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は0参照）

##### (1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定</li> <li>・管理者・副管理者への報告</li> <li>・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整の統括</li> </ul>
実務責任者	事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCPの策定及び運用の実施統括</li> <li>・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認</li> </ul>
下水道事業担当者	建設・維持係参事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務責任者の補佐</li> <li>・県との調整</li> <li>・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口）</li> </ul>
	建設・維持係長、同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCP策定事務局</li> <li>・連絡先リスト等の定期点検</li> </ul>
	建設・維持係長 同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の企画及び実施</li> </ul>

## (2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	連絡先	役 割
組織市町	坂井市役所	0776-66-1500	・市の防災計画、非常時の食料等の備蓄品、資機材リストの提出等
	永平寺町役場	0776-61-1111	・町の防災計画、非常時の食料等の備蓄品、資機材リストの提出等
福井県	土木部河川課下水道整備グループ	0776-20-0503	・下水道部局への連絡先リストを提出等
道路管理者	三国土木事務所	0776-82-1111	・道路部局への連絡先リストを提出等
	福井土木事務所	0776-24-5111	〃
河川管理者	近畿地方整備局福井工事事務所 九頭竜川出張所	0776-22-2578	・河川管理部局への連絡先リストを提出等
処理場・マンホールポンプ場施設	伸海エンジニアリング(株)	0776-81-6066	・連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを提出等
	三菱化工機(株)大阪支社	06-6231-8001	〃
	新富産業(株)	0776-22-6580	〃
	荏原商事株式会社 福井支店	0776-24-0457	〃
	(財)北陸電気保安協会坂井事務所 担当	0776-73-4704	〃
	三菱電機(株) 北陸支社	076-233-5504	〃
	三菱電機プラントエンジニアリング(株)北陸支社	076-433-8639	〃
	(株)サンデン	0776-24-0380	〃
管路施設	(社)福井県下水道管路維持協会	0778-52-2805	〃
	(株)中村正建設	0776-54-2383	〃
	(株)ミルタニ工業	0776-53-5671	〃
	(株)キープクリーン	0778-51-1322	〃
	(株)三和商会	0776-82-6479	〃

## (2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	連絡先	役 割
土木・管路施設	(株) 箕組	0776-66-2668	・連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを提出等
	(株) 元井建設工業	0776-66-1595	〃
	椋山建設(株)	0776-61-2337	〃
	(株) 西村組	0776-63-2155	〃

## 2 非常時対応の基礎的事項の整理

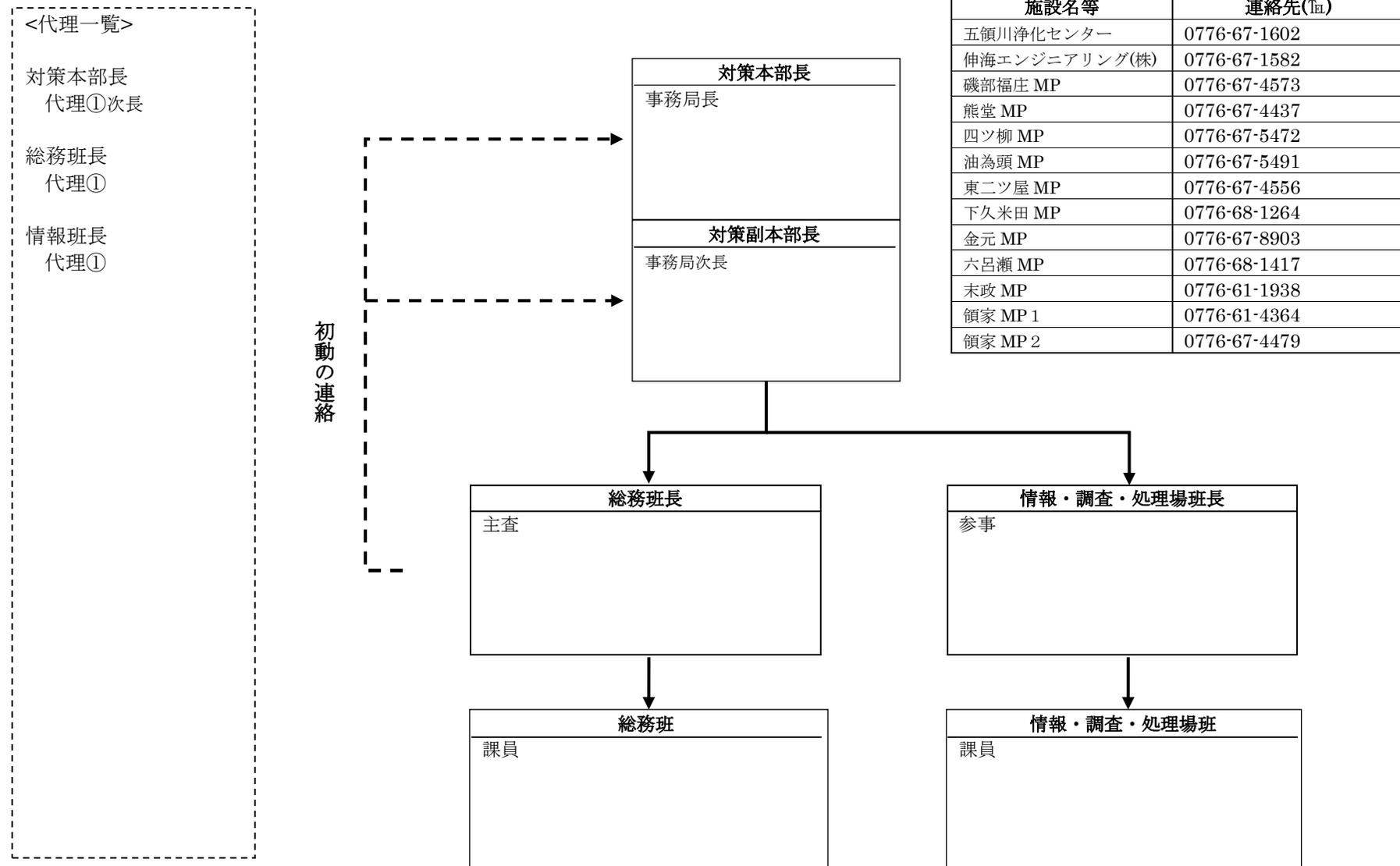
## 2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	・震度6弱以上の地震が坂井市および永平寺町内で観測された場合及び福井県嶺北地方に大雨警報又は洪水警報が発令された場合、自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道対策本部を設置。本部長は事務局長、副本部長は次長とする</li> <li>・班編成： 総括班、情報班、調査班を置く</li> <li>・緊急参集メンバーは、全部で6名</li> <li>・ 配備基準により第一次～第三次非常配置体制をとる（五領川公共下水道危機管理構想策定および緊急対応マニュアル6-1～6-5参照）</li> </ul>		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五領川公共下水道事務管理棟会議室内に下水道対策本部を置く</li> <li>・管理棟が使用できない場合、五領川浄化センター敷地内に仮設事務所（車庫）を設置、代替拠点を置く</li> </ul>		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ</li> <li>・市災害対策本部、県（下水道）、民間企業等との連絡体制確保</li> </ul>	勤務時間内：3時間以内 勤務時間外：6時間以内
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の被害状況等を確認</li> <li>・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報</li> </ul>	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	3. 都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県（下水道）、市町災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保</li> </ul>	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施</li> <li>・重要な幹線等の目視調査を実施</li> </ul>	発災から2日以内に完了
	5. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄している資機材により、溢水を解消し、組合で対応できない場合には、(社)福井県下水道管路維持協会、(株)三和商會に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼</li> </ul>	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	6. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消</li> </ul>	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	7. 支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備</li> </ul>	発災から3日以内に完了

## 2.2 災害対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	五領川公共下水道事務組合：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：事務局長 対策副本部長：事務局次長 総括班長：総務財政課員 情報班長：建設維持参事 調査班長：建設維持課員 他の要員は、2.3 対応体制・指揮命令系統図参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	五領川公共下水道事務組合内 会議室 所在地： 電話 0776-67-1602 F A X 0776-67-1605 電子メール goryoupb@goryougawa.com 組合携帯電話 090-4320-4698 携帯電話のバッテリー（注：使用できない場合には、代替拠点に移る）
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	<b>【下水道対策本部活動用】</b> （下水道対策本部が主に使用する設備） 電話：1回線、F A X：1台 パソコン：1台、プリンター：1台、コピー機：1台、ホワイトボード：1台 上記設備を稼働できる非常用電源：24時間稼働 <b>【支援者用】</b> （支援者へ提供する設備） 作業スペース：会議室、駐車スペース：30台 電話：1回線、F A X：1台 パソコン：1台、プリンター：1台、コピー機：1台、ホワイトボード：1台
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する 2) 公共交通機関の途絶等により参集に時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ
6. 各班の担当業務	1) 総務班：職務環境、各班との調整 2) 情報班：情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 3) 調査班：調査計画及び調査の実施 4) 調達班：資機材の調達、運搬 5) 復旧班：設計及び積算、措置・応急復旧作業

## 2.3 対応体制・指揮命令系統図



## 2.4 代替拠点

## 2.4.1 代替拠点の概要と参集者

代替拠点名		五領川公共下水道事務組合 五領川浄化センター内仮設事務所
平時	所在地	福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊
	電話番号、FAX	0776-67-1602
	代替拠点の担当者	事務局長
発災時	代替拠点設置の判断基準	・下水道対策本部（五領川公共下水道事務組合会議室）が使用不能または使用上の支障が大きい場合（対策本部長又はその代理が判断）
	代替拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、災害対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合 1）震度6弱以上の地震が発生した場合（五領川公共下水道事務組合管理棟に耐震性がないとき） ○初動参集者は、全3名。事務局長、事務局次長、建設維持係参事 ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替拠点に直接参集する ・災害対応拠点が使用可能とわかったら、本来の災害対応拠点へ移動する
	電話、FAX、メールアドレス	電話 0776-67-1602 FAX0776-67-1605
	携帯電話番号、携帯メールアドレス	代替拠点への初動参集者の総務担当者 組合保有携帯電話 090-4320-4698
	代替拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：組合事務所から徒歩 ・勤務時間外の場合：各自の自宅から参集

## 2.5 避難誘導・安否確認

## 2.5.1 避難誘導方法

建物名等	五領川公共下水道事務組合 管理棟
避難誘導責任者 // 代理者	事務局長 事務局次長
来訪者の誘導方法	例) 応接している職員が、責任を持って誘導する 屋外避難が必要なければ、来訪者を2階会議室に誘導する 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する
職員の避難方法	例) 屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）	組合前駐車場
近隣の公設の避難所	御陵小学校 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 39-15 電話 0776-61-2004 FAX 0776-61-2074

## 2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：事務局長 代理者：事務局次長
安否確認の担当体制	担当者：事務局次長
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する 連絡手段：携帯電話及びSNS（グループLINE） 作業手順：対応体制・指揮命令系統図に従い連絡
安否確認の発動条件	震度5以上の地震が坂井市又は永平寺町内で観測された場合 嶺北地方で大雨・洪水警報が発令され流入水量が増大傾向にある場合 勢力の強い台風が近づいている場合 九頭竜川の水位が高水位以上になった場合

## 2.5.3 職員リスト

&lt;個人情報につき、取扱注意&gt;

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有 資格	居住地		参集 可能時期	連絡先		
				住所	災害時 参集手段			電話	メール
	事務局長	対策本部長			徒歩	1時間後	自宅 携帯		
	次長	対策副本部長			〃	〃	自宅 携帯		
	参事	情報・調査・処 理場班長			〃	1.5時間後	自宅 携帯		
	主査	総務班長			〃	〃	自宅 携帯		
	主事	総務班			〃	1時間後	自宅 携帯		
	主事	情報・調査・処 理場班			〃	1.5時間後	自宅 携帯		

## 2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

&lt; 月 日 ( ) 時 分時点 &gt;

分類	項目	被害	確認方法
下水道部局職員安否	死者	** 名 氏名 . . . . .	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間内は点呼による</li> <li>・勤務時間外は 2.5.2 安否確認方法による</li> </ul>
	行方不明者	** 名 氏名 . . . . .	
	負傷者	** 名 氏名 . . . . .	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	** 名 ** 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて名簿を作成</li> </ul>
庁舎（災害対応拠点及び代替拠点）の被害	主要構造部	あり／なし 概要 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当の情報・調査・処理場班が、庁舎管理部門及び代替拠点管理者に確認する</li> <li>・被害があれば、建物を使用し続けられるか庁舎管理部門等（建築構造の有資格者が詳しく確認する）に確認もしくは協議を行う</li> </ul>
	その他	あり／なし 概要 ( )	
主要設備の被害	電力	あり／なし 概要 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当の情報・調査・処理場班が、下水道部局の周辺を確認する</li> <li>・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する</li> </ul>
	上水道	あり／なし 概要 ( )	
	トイレ・下水道	あり／なし 概要 ( )	
	ガス	あり／なし 概要 ( )	
	空調設備	あり／なし 概要 ( )	
	情報・通信設備	あり／なし 概要 ( )	
	下水道台帳等の重要情報	あり／なし 概要 ( )	
	その他設備	あり／なし 概要 ( )	

## 緊急点検表

点検日時： 年 月 日 点検者：

設置場所・調査施設	調査箇所	点検および措置項目				備考	図・写真NO
		点検	異常の有無	措置	確認		
1	管理棟						
	1	1 F 湯沸器室	1 ガス設備	プロパンガスの流出防止	有・無	弁の完全閉止	
	2	2 F 湯沸器室	1 ガス設備	プロパンガスの流出防止	有・無	弁の完全閉止	
	3	ボイラー室	1 ボイラー	緊急遮断弁の動作、引火・爆発防止	有・無	運転停止	
			2 オイルタンク	灯油の流出防止	有・無	弁の完全閉止	
	4	中央監視室		故障・異常状況の把握	有・無		
2	機械棟						
	1	発電機室	1 ディーゼル機関	重油の流出防止	有・無	運転停止	
			2 燃料タンク	重油の流出防止	有・無	弁の完全閉止	
			3 貯留タンク	ポリ鉄硫化第二鉄の流出防止	有・無	弁の完全閉止	
			4 注入ポンプ	ポリ鉄硫化第二鉄の流出防止	有・無	運転停止	
	2	電気室	高圧受変電設備	故障・異常状況の把握	有・無		
3	滅菌機室	1	貯留タンク	次亜塩素酸ソーダの流出防止	有・無	弁の完全閉止	
			2 注入ポンプ	次亜塩素酸ソーダの流出防止	有・無	運転停止	
4	ガスブロー棟		クリープレック(T-600)用タンク	クリープレック(T-600)の流出防止	有・無	弁の完全閉止	
5	ボンベ室		プロパンボンベ	プロパンガスの流出防止	有・無	弁の完全閉止	

参考 五領川公共下水道危機管理構想策定および緊急対応マニュアルより

## 2.7 災害発生直後の連絡先リスト

## 2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡・共有する内容	組合担当者 及び代理者
国・県	国土交通省 近畿地方整備局 福井工事事務所 九頭竜川出張所		電話：0776-22-2578 FAX：0776-22-6801 E-Mail： info-fukui@kkr.mlit.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川樋門の状況（点検報告等）</li> <li>河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認）</li> <li>河川占用箇所状況（点検報告等）</li> </ul>	担当者：  代理者：
	福井県安全環境 部危機対策・防災 課		電話：0776-20-0308 FAX：0776-22-7617 E-Mail： kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の報告、支援要請の依頼</li> <li>支援に必要な情報共有 （宿泊先、交通状況、リソース（人、モノ）の状況等）</li> <li>支援者が提供可能な資機材及び人員の確認</li> </ul>	〃
	福井県土木部河 川課下水道整備 グループ		電話：0776-20-0503 FAX：0776-20-0480 E-Mail： kasennka@pref.fukui.lg.jp	〃	〃
	道路管理者	三国土木事 務所  福井土木事 務所	電話：0776-82-1111 FAX：0776-82-1160 E-Mail： mi-dobok@pref.fukui.lg.jp 電話：0776-24-5111 FAX：0776-24-5090 E-Mail： fu-dobok@pref.fukui.lg.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路における被害箇所・状況の共有と対応状況</li> <li>被害箇所（特にマンホールの浮上り）、溢水、緊急調査の情報共有</li> </ul>	〃

関連行政部局	市町災害対策本部	坂井市安全対策課 永平寺町総務課	電話：0776-50-3525 FAX：0776-66-4837 E-Mail： anzen@city.fukui-sakai.lg.jp 電話：0776-61-3941 FAX：0776-61-2434 E-Mail： somu@town.eiheiji.fukui.jp	・職員参集状況の報告、地域防災計画等で位置付けられた下水道課指定業務への対応状況 ・被害状況の報告	担当者： 代理者：
	上水道部局	坂井市上下水道課 永平寺町上下水道課	電話：0776-51-9101 FAX：0776-51-2956 E-Mail： jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp 電話：0776-61-0277 FAX：0776-61-2545 E-Mail： suido@town.eiheiji.fukui.jp	・被害箇所の情報共有	担当者： 代理者：
その他	日本下水道事業団	北陸事務所	電話：076-441-0121 FAX：076-441-0122 E-Mail：info@jswa.go.jp	・処理場、ポンプ場の被害調査の依頼 ・支援者が対応可能な支援内容、提供可能な資機材及び人員の確認	〃
	福井県下水道公社		電話：0776-82-4660 FAX：0776-82-4592 E-Mail：soumu@fukui-swc.jp	・提供可能な資機材及び人員の確認	〃

## 2.7.2 民間企業等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡・共有する内容	組合担当者及び代理者
民間	伸海エンジニアリング(株)		電話:0776-82-4473 携帯:	・下水道施設の被害状況の調査依頼 ・被害状況(概略)の共有	担当者: 代理者:
	(財)北陸電気保安協会 坂井事務所		電話:0776-73-4704 携帯:	・自家用電気工作物の被害状況の調査依頼	〃

以下、五領川公共下水道危機管理構想策定および緊急対応マニュアルより

表6-8 管渠関係業者連絡先表

業 種	業 者 名	所 在 地	電 話
バキューム保有	西村建設(株)	福井市石盛町 816	0776-56-2822 ( 夜 間 ) 0776-56-3894
	(株)中村正建設	福井市新保 2-815	0776-54-2383
	(株)三和商会	坂井市三国町楽円 2-14-1	0776-82-6479
土 木 (除雪)	大西利範	永平寺町松岡渡新田 13-8	0776-61-2021
	(有)神和工業	坂井市丸岡町熊堂 3-5-5	0776-68-0355
	(株)カケヒ組	坂井市丸岡町上金屋 11-13	0776-66-2668
	(株)元井建設工業	坂井市丸岡町下久米田 4-23-2	0776-66-1595
マンホール特殊	(株)ミルタニ工業	福井市長本町 202 番地	0776-53-5671
排 水 設 備	排水設備指定工事店一覧表参考		
管 路 維 持	(社)福井県下水道 管路維持協会	鯖江市杉本町 813	0778-52-2805
	西村建設(株)	福井市石盛町 816	0776-56-2822 ( 夜 間 ) 0776-56-3894
	(株)中村正建設	福井市新保 2-815	0776-54-2383
	(株)キープクリーン	鯖江市杉本町 813	0778-51-1322

表6-9-1 処理場土木建築業者連絡先一覧表

業 種	業 者 名	所 在 地	電 話
土 木	(株)西村組	永平寺町下浄法寺 2-8	0776-63-2155
	五洋建設株式会社 福井営業所	福井市松本 2 丁目 26 番 7 号	0776-25-8460

表6-9-2 処理場機械電気業者連絡先一覧表

業 種	業 者 名	所 在 地	電 話
電 気 一 般	三菱電機(株)北陸支社	金沢市広岡 3-1-1 (金沢パークビル 4 階)	076-233-5523
	(株)東芝北陸支社 福井支店	福井市宝永 4-3-1	0776-24-4739
	横河電陽(株)福井営業所	福井市和田東 1-1001	0776-23-2550
	三菱電機 <sup>プラントエンジニアリング</sup> (株)北陸支社	富山市牛島新町 5-5	076-433-8639
水処理機械	三菱化工機(株)大阪支社	大阪府中央区今橋 2-5-8 トレドビル 淀屋橋	06-6231-8001
ポンプ設備	新明和工業(株) 金沢営業所	金沢市二ツ屋町 8 番 1 号	076-224-0511
その他機械一般	新富産業(株)	福井市成和 1-202	22-6580
	(株)柿本商会福井支店	福井市日之出 1 丁目 12-5	22-4257

表6-10-1 マンホールポンプ業者連絡先一覧表

業 種	業 者 名	所 在 地	電 話
機械・電気	荏原商事(株)福井支店	福井市大手 3-2-1	0776-24-0457 090-2093-5799 担当 木保

## 2.8 保有資機材と調達先

## (1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

表6-29 資器材一覧表

分類	資器材名	単位	数量	保管場所
測量用具	トランシット	台	1	車庫
	レベル	台	1	車庫
	スタッフ	台	1	車庫
	ポール	台	2	車庫
	巻尺	個	1	車庫
	管路内調査用鏡	台	1	車庫
記録連絡器具	デジタルカメラ	台	1	事務室
	ビデオデッキ	台	1	事務室
	黒板+チョーク (ホワイトボードを含む)	セット	1	車庫
	業務用無線 (トランシーバー)	セット	1	事務室
照明排水機材	懐中電灯 (充電式LEDハンドランプ)	個	5	事務室、ボイラー室
	非常用防災照明セット	台	2	ボイラー室
	灯光器	台	4	備品貯蔵室(機械棟)
車両関係	作業車両	台	2	車庫
管・マンホール使用機材	空気圧縮機	台	1	車庫
	換気装置	台	1	ガスブローワー室
	はしご	本	3	備品貯蔵室(機械棟)
	マンホールオープナー	本	3	車庫
	命綱	本	2	車庫
	エアーマスク	台	1	電気室(機械棟)
	複合型ガス検知器	台	1	水質試験室
	酸素濃度計	個	1	水質試験室
緊急時の備蓄資材	災害用簡易テント型様式マンホールトイレ(φ600 標準型)	組	4	ボイラー室
	災害用簡易テント型様式マンホールトイレ(φ600 大型)	組	1	ボイラー室
	災害時ポンプアップ用ホース	m	50	ボイラー室
	600Vゴムキャブタイプケーブル 38sq1C	m	600	ボイラー室

	線繰台（動力ケーブルを繰出すドラム）	台	3	ボイラー室
発電機	小型ガソリンエンジン発電機 出力 2.6kVA・電圧 100V(単相)	台	1	備品貯蔵室（機械棟）
エンジンポンプ及び タイパワーホース	寺田ポンプ ETS-100X(1.4m <sup>3</sup> /min) 1台 タイパワーホース WS 型 φ100、50m	式	1	ボイラー室（ホースは 階段室）
保安機材	カラーコーン	個	14	ガスブロー室
	虎ロープ	本	3	車庫
	電工リール	台	3	備品貯蔵室（機械棟）
	ガソリン携行缶（20L）	個	1	車庫
	スコップ	本	5	車庫
	ツルハシ	本	2	備品貯蔵室（機械棟）
	バール	本	2	備品貯蔵室（機械棟）
除雪機器	除雪機（ホンダ製）	台	1	ホッパー室
前線基地設営機材	テント （運動会の本部で使うタイプ）	基	1	車庫
	折りたたみ机 （会議テーブル）	台	15	機械棟連絡室倉庫
	折りたたみ椅子	脚	30	機械棟連絡室倉庫
	防犯パトロールベスト	着	6	管理棟書庫 1

## (2) 調達先のリスト

表 6-10-2 その他関連業者連絡先一覧表

業種	業者名	所在地	電話
機材リース	共栄建機リース	坂井市丸岡町玄女 34-18-1	0776-67-6655
	シラサワ建機	坂井市坂井町下関 5527	0776-72-1248
	レンタルのツダ	丸岡町下安田 7-5-3	0776-67-1290
資材小売	カラヤ(株)	福井市日之出 5-11-16	0776-53-3060
	吉岡幸(株)	福井市宝永 3-22-5	0776-22-2211
	中島管材鋼機(株)	福井市問屋町 2-16	0776-21-2241
	轟産業(株)	福井市毛矢 3-2-4	0776-36-5522
燃料小売	(株)西日本宇佐美 丸岡 SS	坂井市丸岡町下安田 46-26-1	0776-66-7440
環境分析	北陸環境科学研究所	福井市光陽 4-4-27	0776-22-2771

	福井環境分析センター	越前市北府 2-1-5	0778-21-0075
消 防 設 備	暁産業(株)	福井市大手 3-11-4	0776-22-3400
電話交換機設備	日本通信特機(株)	福井市高木中央 3 丁目 2002	0776-53-3336

## 2.9 備蓄、救出用機材

### 2.9.1 食料等の備蓄

品 名	個 数	保存期限	保 管 場 所	管理責任者
飲料水	2L×36 本、500ml×48 本	1 年	前室	担当者:
非常食セット	6 個	3 年	事務室内書庫	〃

### 2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品 名	個 数	保 管 場 所	管理責任者
ボール等各種工具	-	備品貯蔵室	担当者:代理者:

## 2.10 他機関からの応援

下記にあげる組織市町、協会、民間企業等と、災害時の協会や支援に関する協定を結んでいる。災害時には、被災状況に応じてこの協定及びルールを適応し必要な人員体制を確保する。

協定名	協定先	内容	締結年月日
災害時における下水道事業に係る相互支援協定	坂井市、永平寺町	人員の相互出動及び資器材の相互調達	平成 22 年 3 月 30 日
災害時における被災施設等の応急対策業務に関する協定書	公益社団法人福井県下水道管路維持協会 三菱化工機株式会社 新明和アクアテクノサービス株式会社 新富産業株式会社 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東芝電機サービス株式会社 荏原商事株式会社	被災施設の状況把握及び報告、被災施設の応急措置その他	平成 24 年 5 月 29 日

## 3 非常時対応計画

## 3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】

時間 (※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置</li> <li>・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難</li> <li>・屋外避難が必要ない場合、来訪者を会議室へ誘導</li> </ul>	2.5.1 避難誘導方法
	<b>職員の安否確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認</li> <li>・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認</li> <li>・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡</li> </ul>	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	<b>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合職員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	<b>下水道対策本部の立上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認</li> <li>・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動</li> <li>・下水道対策本部の立上げ、体制確保</li> <li>・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保</li> <li>・組織市町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告</li> </ul>	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間 以降 随時実施	<b>被害状況等の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理</li> <li>・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民問い合わせに関するマニュアル</li> <li>・指定排水設備業者リスト</li> </ul>

時間 (※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間 以降 随時実施	<b>処理場緊急点検</b> ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 火災のおそれがある施設：重油及び灯油貯留タンク、プロパンガス設備 薬品を扱う施設：塩素消毒設備、凝集剤貯留設備、水質試験室 その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発設備等）の稼動状況	緊急対応マニュアル
	<b>処理場緊急調査（１）</b> ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲） 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP. J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発設備等の稼動状況	緊急対応マニュアル
	<b>処理場緊急措置（１）</b> ・緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 各機器の運転停止、各弁の閉止等	緊急対応マニュアル
	<b>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（２）（被害状況の報告等）</b> ・緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（１）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>浸水対策（降雨予報の確認）</b> ・今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	
	<b>組織市町災害対策本部との連絡調整</b> ・組織市町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・組織市町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・組織市町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>県（下水道）との連絡調整</b> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断</li> <li>支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡</li> <li>支援要請のルールに従い、支援を要請</li> <li>受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>データ類の保護</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動</li> <li>データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を日水コンに依頼</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認</li> <li>管理施設が近接している関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	<b>処理場緊急措置（2）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて緊急措置を実施</li> </ul> 安全柵等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	緊急対応マニュアル
	<b>管渠緊急調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な幹線等の目視調査を実施</li> </ul>	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	<b>避難所等のトイレ機能の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）</li> <li>避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施</li> </ul>	

時間 (※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3日 適宜実施	<b>緊急措置 (被害がある場合)</b> <b>【汚水溢水への緊急措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄している資機材 (仮設ポンプ、仮設配管等) により、溢水解消</li> <li>・ 組合及び伸海エンジニアリングで対応できない (職員、資機材等の不足) 場合には、三和商会に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼</li> </ul> <b>【緊急輸送路における交通障害対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する</li> </ul> <b>【浸水対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホール蓋開閉に関するマニュアル</li> </ul>
～3日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断</li> <li>・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容 (人・モノ) 等を県に連絡</li> <li>・ 受入場所 (作業スペース・駐車スペース・保管場所等) の確保等、受け入れ態勢を整える</li> <li>・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援要請に関するマニュアル</li> </ul>
～4日	<b>関連行政部局との連絡調整 (2)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局 (上水道部局、道路部局等) と協議</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>処理場との連絡調整 (3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

※1：完了時間は、「対応の目標時間」を示す。

## 3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】

時間（※1）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	<b>職員の安否連絡</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡</li> <li>・SNS（グループLINE）で行動を報告し職員全員で各々の現況を把握する</li> </ul>	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	<b>自動参集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集</li> <li>・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ</li> <li>・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料等を持参するように努める</li> <li>・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認</li> </ul>	
	<b>指揮系統の確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立</li> <li>・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	<b>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場の職員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認。被害状況が分かり次第、随時報告</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～6時間	<b>下水道対策本部の立上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認</li> <li>・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動</li> <li>・下水道対策本部の立上げ、体制確保</li> <li>・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保</li> <li>・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告</li> </ul>	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.4 代替拠点 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間（※1）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～12 時間 以降 随時実施	<b>緊急点検</b> ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施  火災のおそれがある施設 ：重油及び灯油貯留タンク、プロパンガス設備  薬品を扱う施設：塩素消毒設備、凝集剤貯留設備、水質試験室  その他施設    ：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発設備等）の稼動状況	緊急対応マニュアル
	<b>緊急調査（1）</b> ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲）  土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP. J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備    ：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備    ：中央監視設備、受変電設備、自家発設備等の稼動状況	緊急対応マニュアル
	<b>緊急措置（1）</b> ・緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 各機器の運転停止、各弁の閉止等	緊急対応マニュアル
	<b>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（2）（被害状況の報告等）</b> ・緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（1）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>被害状況等の情報収集</b> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・住民問い合わせに関するマニュアル ・指定排水設備業者リスト
	<b>浸水対策（降雨予報の確認）</b> ・今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	

時間（※1）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	<b>組織市町災害対策本部との連絡調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織市町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡</li> <li>・組織市町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認</li> <li>・組織市町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>県（下水道）との連絡調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断</li> <li>・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡</li> <li>・支援要請のルールに従い、支援を要請</li> <li>・受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>データ類の保護</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動</li> <li>・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を日水コンに依頼</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認</li> <li>・管理施設が近接している関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>処理場緊急措置（2）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて緊急措置を実施</li> </ul> 安全柵等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	緊急対応マニュアル
～2日	<b>管渠緊急調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な幹線等の目視調査を実施</li> </ul>	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	<b>避難所等のトイレ機能の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）</li> <li>・避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施</li> </ul>	

時間（※1）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～3日 適宜実施	<b>緊急措置（被害がある場合）</b> <b>【汚水溢水への緊急措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消</li> <li>・ 組合及び伸海エンジニアリングで対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、三和商會に汚泥吸引車の及び措置を依頼</li> </ul> <b>【緊急輸送路における交通障害対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消</li> </ul> <b>【浸水対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホール蓋開閉に関するマニュアル</li> </ul>
～3日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断</li> <li>・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡</li> <li>・ 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える</li> <li>・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援要請に関するマニュアル</li> </ul>
～4日	<b>関連行政部局との連絡調整（2）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局（上水道部局、道路部局等）と協議</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>処理場との連絡調整（3）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議</li> </ul>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

※1：完了時間は、「対応の目標時間」を示す。

## 3.3 非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生する可能性がある場合】

(標準的な) 行動内容		
水防本部設置（大雨・洪水警報等の発表）		
下水道対策本部の立上げ ・警戒体制を構築		
降雨情報等の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集		
来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認		
下水道施設に関する情報の確認 ・管きょ内水位、ポンプ場運転状況、処理場への流入水量等の確認 ・風水害による停電に備え、ポンプ場・処理場の非常用発電設備の燃料情報（油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等）の確認		
関連行政部局との連絡調整 ・組織市町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡 ・河川水位情報の確認		
水害発生に備えた事前準備 ・懸念箇所パトロール（スクリーン設置箇所、浸水・冠水頻繁箇所等） ・発災後の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認 ・排水ポンプ車の要請準備 ・浸水防止のための緊急措置（土のう・止水板設置等） ・資機材（仮設ポンプ等）の備蓄状況確認 ・データ類の保護		
時間(※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
災害対策本部設置（水害の発生）		
直後	<b>処理場との連絡調整（1）</b> ・処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	<b>下水道対策本部の立上げ</b> ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・組織市町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先

		リスト
～6 時間	<b>被害状況等の情報収集</b> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・住民問い合わせに関するマニュアル ・指定排水設備業者リスト
	<b>組織市町災害対策本部との連絡調整</b> ・組織市町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・組織市町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・組織市町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>県（下水道）との連絡調整</b> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> ・関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	<b>避難所等のトイレ機能の確保</b> ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）	
浸水解消後ただちに	<b>緊急点検</b> ・管きよの閉塞が懸念される箇所の緊急点検	・緊急点検・調査に関するマニュアル
緊急点検後ただちに	<b>緊急措置（被害がある場合）</b> <b>【管きよ閉塞への緊急措置】</b> ・管きよ閉塞により、汚水溢水が懸念される場合、備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水を解消し、市で対応できない場合には、バキューム車の手配及び措置を依頼 ・管きよ閉塞を解消するために、管きよ清掃業者へ作業依頼	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

※1：完了時間は、「対応の目標時間」を示す。

## 4 事前対策計画

## 4.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	完了時期	担当者
重要 情報	下水道台帳の整備	電子データ及び簿冊で整備済み	電子台帳をタブレットで閲覧可能とする（職員全員分確保）	点検調査を速やかに実施することが可能		H30		建設維持係
							R3	建設維持係
	データ（下水道台帳等）のバックアップ	製本版及び電子データ製本損傷の場合代替え無し 電子データバックアップは毎日更新、システム保守は日水コンに業務委託	製本の代替えを確保	電子データは復旧可能であるが復旧日数は要調査	1000	H31		建設維持係
資機材	保有資機材の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な資機材がリストアップされている</li> <li>資機材の保有場所が把握できている</li> </ul>				H30	R1	建設維持係
	緊急時の資機材調達ルート確保	資機材調達ルートが確保されている				H30	R1	建設維持係
	仮設ポンプの備蓄	汎用ポンプ及びホース備蓄				H30	R1	建設維持係
	自家発電機の備蓄	可搬型発電機（100～400V）設置済				H30	R1	建設維持係
	固形塩素剤の貯蔵	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>固形塩素剤又は液体塩素剤の貯蔵の検討</li> <li>緊急時の調達先を確保</li> </ul>	消毒処理を3日程度維持	300	H31		建設維持係

	重油の備蓄量 (処理場)	24 時間の対応量確保				H30	H30	建設維持係
設備	情報伝達機器の確保	電話が不通になったときの情報伝達手段がない	SNS の利用	発災時の情報伝達手段を確保		H30	H30	建設維持係
	サーバーの停電対策	無停電装置設置済				H30	H30	建設維持係
生活必需品	食料及び飲料水の備蓄	食料及び飲料水を備蓄していない。(職員が自ら確保するように指示)	6 人分の食料等を 3 日分備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水期間の対応が可能</li> <li>・職員の衛生環境を確保</li> </ul>	100	H31	R1	総務財政係

## 4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	完了時期	担当者
他部局 との 連携	部局内のリソース(人・モノ)の配分に関する把握		優先実施業務と許容中断時間からリソース(人・モノ)の配分を把握	部局内でのリソース(人・モノ)の過不足を把握			次長
	関連行政部局とのリソース(人・モノ)の配分に関する調整		関連行政部局とリソース(人・モノ)の配分を調整する	発災時の優先実施業務を効率的に実施可能			次長
	連絡・協力体制の構築		協力体制の構築	被害情報の入手が早くなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能			次長

## 4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
支援 ルール	支援対象の地方公共団体を確認	支援要請する職員以外に協定内容が周知されていない	組織内への周知	支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、3日目までに応急復旧について対応可能	毎年度	次長
	支援ルールの相互確認	県河川課への支援要請の方法(様式等)が徹底されていない	・支援ルールを確認 ・要請の様式類の明確化と相互確認	支援の迅速化と支援時の混乱防止	毎年度	次長

## 4.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	完了時期	担当者
受援 体制	支援者に対する 担当窓口設置	担当窓口が設定されていない	担当窓口を設置する	支援者との連絡の円滑化	—	H30	R1	建設維持係
	支援者に対する 作業スペース・駐車スペース	作業スペースの確保がされていない	作業スペースの指定	支援者への作業スペースの提供	—	H30	H30	建設維持係
	支援者へ提供する 情報等の整理	提供可能な情報が整理できていない	情報を整理する (リスト化)	支援活動を安全かつ効率的に実施可能	—	H31以降	H31	建設維持係
		支援活動に必要な資機材、 備品はほぼ揃っている	・不足する資機材を揃える ・調達先を探す	支援者が準備する資機材が 明確になり支援活動を効率的に実施可能	—	H29	H31	建設維持係
	情報等を災害時 下水道事業関係 情報へ登録	災害時下水道事業関係情報の 使用方法がわからない	・災害時下水道事業関係情報の 使用方法を周知する ・登録すべき情報を整理し 登録する(変更毎に更新)	支援者が被災団体の情報を 迅速に把握可能	—	H31以降	H31	建設維持係

## 4.5 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施予定時期	完了時期	担当者
協定	民間企業等との協定締結状況	人的物的支援協定済	民間企業等と協定を締結する ・資機材の確保(仮設ポンプ、自家発電機、安全柵等) ・被害調査人員の確保 ・応急復旧人員の確保	汚水溢水の解消業務への対応力が向上	—	R3		建設維持課係
	平時における定期的な情報共有		情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる	—	H31以降	H31	建設維持課係
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整	同じ民間企業等と周辺の地方公共団体が協定を締結している	リソース調達に関する調整を働きかける	他の地方公共団体とのリソース調達の競合を防止	—	H31以降	R3	建設維持課係
	災害協定の窓口一元化		・組合で窓口を一元化できるように調整する ・発災時に調整・協議できる体制を作る	他部局とのリソース調達等の競合を防止	—	H31以降	R3	建設維持課係

## 4.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施予定時期	完了時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	事前に準備していない	過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能	—	H31以降		建設維持課係

## 4.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施予定時期	完了時期	担当者
共通	代替拠点の確保	管理棟の耐震性能が低い	仮設事務所を代替拠点とする	耐震化工事後レベル2に対応	—	—	R3	建設維持課係
	復旧対応の記録	作業指示等を記録する様式作成済み			—	—		建設維持課係
	人材育成・確保	協力を求めている	協定等の確認が必要	必要に応じて必要な人材等が確保できる	—	H31以降	R3以降	次長

## 5 訓練・維持改善計画

## 5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震及び水害を想定した職員の非常参集	全職員	毎年12月	管理棟	総務財政係
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話やメール等により安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年12月	管理棟	
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置 ・仮設発電機によるマンホールポンプの運転	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 協定先の担当者等	毎年12月	各現場	建設維持係
情報伝達訓練	・管理棟（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・上水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（下水処理施設の運転管理委託先、 建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、 避難所の管理者等）との情報伝達訓練	各担当班の責任者、 代理者及び担当者  関係機関等の 担当者  協定先の担当者等	毎年12月	管理棟	建設維持係
図上訓練 (シナリオ提示型)	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、 手順どおりに対応を行う	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1回/2年 (12月)	管理棟	建設維持係
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づ き判断し行動する	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1回/2年 (12月)	管理棟	建設維持係

## 5.2 維持改善計画

## 5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか	年2回（4月、10月） 必要に応じて適宜実施	建設維持係	総務財政係
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	年1回（5月）	建設維持係	建設維持係
策定根拠となる計画を変更した場合、計画に関連する文書が全て最新版に更新されているか	年1回（5月）	建設維持係	建設維持係

## 5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目 &lt;実施時期：毎年5月頃&gt;

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	建設維持係	建設維持係
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか	建設維持係	建設維持係
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	建設維持係	建設維持係
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	建設維持係	建設維持係
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	建設維持係	建設維持係
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画が全て最新版に更新されているか	建設維持係	建設維持係

## 5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	年度当初
福井県土木部河川課	同 上（内容を改定した場合はその内容）	河川課に対して、一覧表を提出	年度当初

組織市町	同 上（内容を改定した場合はその内容）	各施設担当者に対して、一覧表を提出	年度当初
伸海エンジニアリング(株)	同 上（内容を改定した場合はその内容）	各施設担当者に対して、一覧表を提出	年度当初

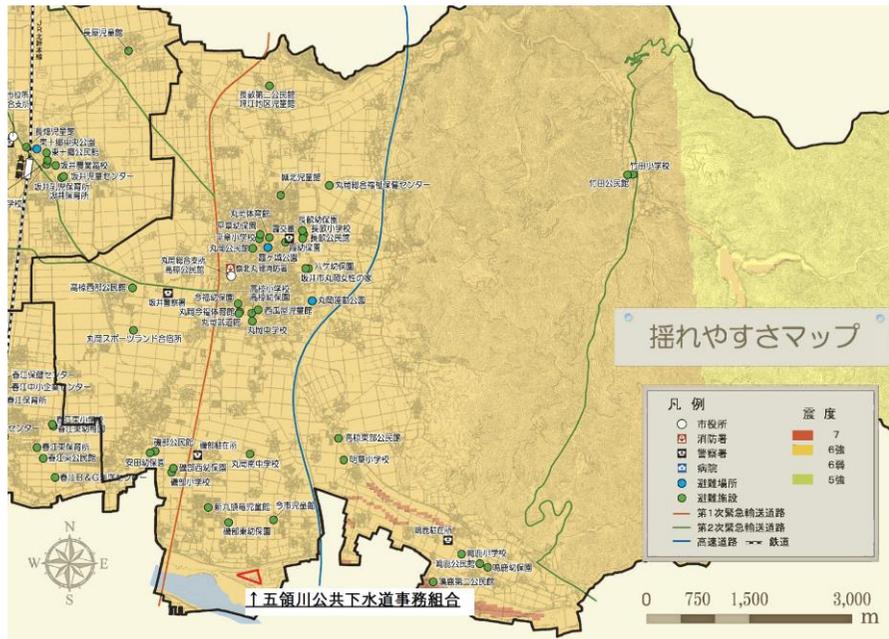
## 6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

### 6.1 地震、水害の規模等の設定と被害想定

#### 6.1.1 地震規模の設定

組合では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

地震規模	震度6強
------	------

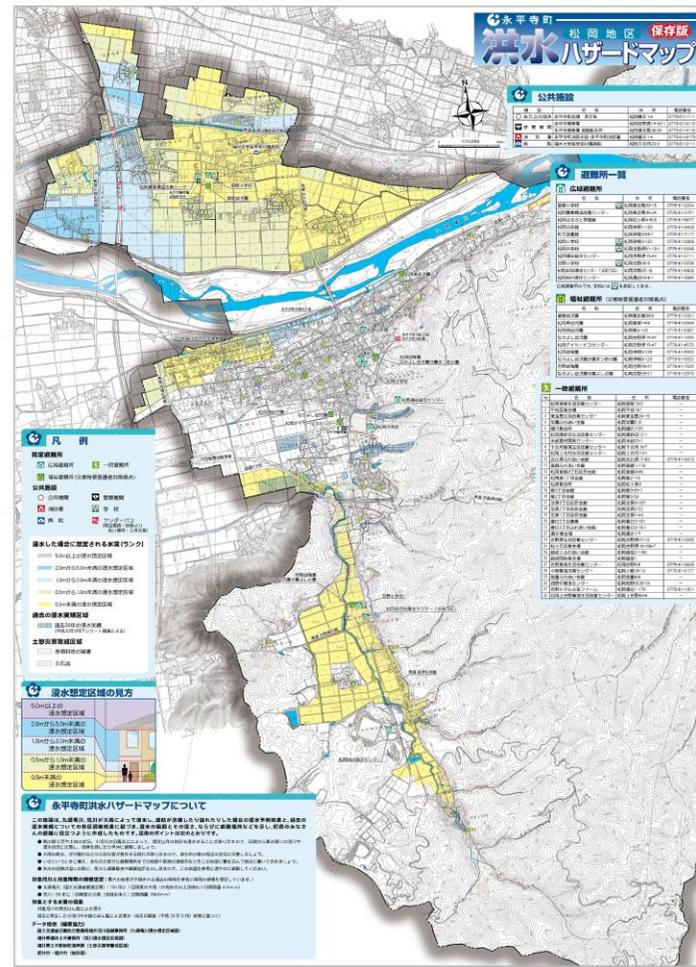
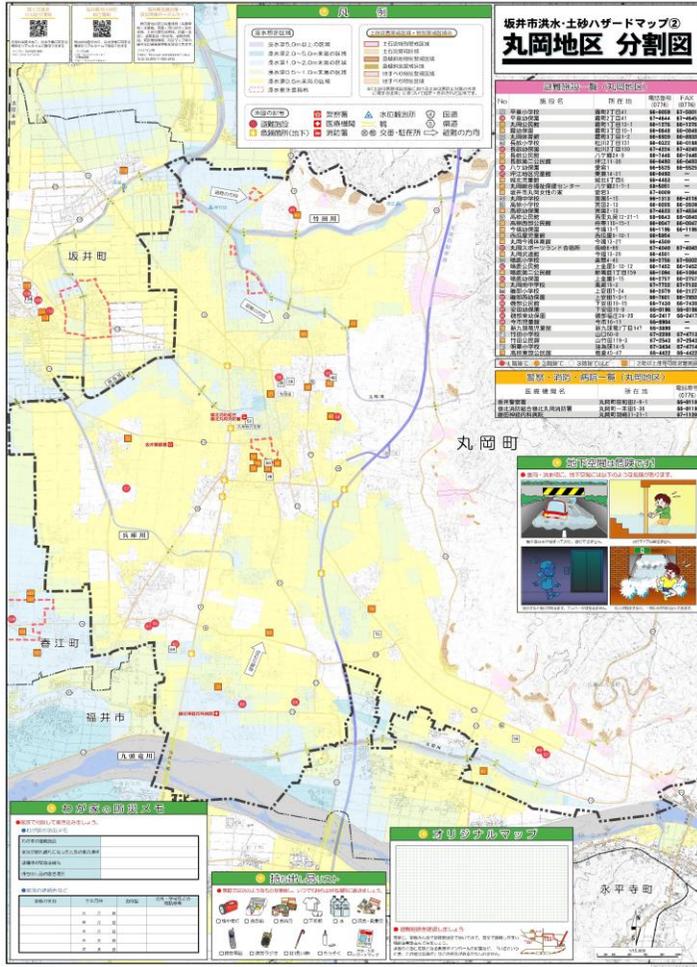


出典；坂井市・永平寺町 HP（地震被害想定）

6.1.2 水害規模の設定

組合では、以下の水害が発生したことを想定して被害想定を行う。

水害規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嶺北地方で大雨・洪水警報が発令され、流入水量が増大傾向にある</li> <li>・ 勢力の強い台風が近づいている</li> <li>・ 九頭竜川の水位が高水位に近づいている</li> </ul>
------	--



出典；坂井市・永平寺町 HP（洪水被害想定）

## 6.1.3 下水道施設等の耐震化及び水害対策状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

## ① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	五領川公共下水道事務組合 管理棟
項目	結果
庁舎の建築時期	昭和54年
新耐震基準対応の有無	<input type="checkbox"/> 対応済み <input checked="" type="checkbox"/> 未対応
耐震補強の有無	<input type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input checked="" type="checkbox"/> 未実施（もしくは実施状況不明）
耐震診断の結果	<input type="checkbox"/> 問題なし（震度 までの耐震性あり） <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	<input type="checkbox"/> 予定なし <input checked="" type="checkbox"/> 耐震工事の予定あり（予定の内容：西暦2020年度機械棟土木施設耐震工事実施、2021年度機械棟建築施設耐震工事実施予定、2022年度管理棟耐震工事実施予定）
洪水ハザードマップによる危険の有無（浸水予想区域内か否か）	<input type="checkbox"/> 予想区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 予想区域内（浸水深2～5m未満：坂井市HP洪水ハザードマップより）
津波ハザードマップによる危険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内

## ② 下水道施設の耐震化状況の把握

## a) 管渠

幹線名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
第1汚水幹線	S53	○	○	－	○	
第2汚水幹線	H1	○	○	－	○	
第3汚水幹線	S60	○	○	－	○	
第4汚水幹線	S57	○	○	－	○	
第5汚水幹線	S58	○	○	－	○	

## b) 施設

施設名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
管理棟	S53	×	×	×	○	
機械棟	S53	×	×	×	○	
調整池・初沈	S53	×	×	×	○	
水処理棟	S53	×	×	×	○	
ガスブロー棟	S53	×	×	×	○	
砂ろ過棟	S53	×	×	×	○	
濃縮タンク	S53	×	×	×	○	
各種貯留槽	S53	×	×	×	○	
その他	S53	×	×	×	○	

## (2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性	実施すべき内容	実施予定時期	備考
管理棟	書庫 1	固定されている	—	—	
機械棟	書庫 2	固定されている	—	—	

## 6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	室内棚	建設維持係	紙	なし	—	—	—
施設平面図	室内棚	建設維持係	紙	なし	—	—	—
縦断面図	室内棚	建設維持係	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	室内棚	建設維持係	紙	なし	—	—	—
原図	室内棚	建設維持係	紙	なし	—	—	—
受益者負担金情報	室内棚	建設維持係	紙	あり	随時	電子化	事務所
行政文書データ	書庫 1	総務財政係	電子	あり	毎日	クラウドバックアップ及び外付けハードディスク	データセンター及び事務所

## 6.1.5 被害想定（地震）

項目		被害想定	
庁舎	管理棟	新耐震未対応のため倒壊の可能性がある。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する。	
下水道施設	管路施設	処理区域の液状化の可能性は少なく管路施設はL2地震動に対応済みである。	
	五領川浄化センター	機械棟、最初沈澱池、調整池、水処理棟の1、2系列、濃縮タンク等浄化センターのほとんどの土木構造物はL2地震動に対応しておらず、運転停止が予想される。平成15年度に増設した水処理棟3系列がL2地震動に対応しているため、被災した場合3系列へのバイパス運転が必要。	
要員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶により、発災後1時間以内に参集可能な職員は、全体の50%程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24時間後で全体の100%程度となる。	
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線等により電力供給が中断する可能性が高い。24時間は、庁舎、処理場、ポンプ場に電力供給されない可能性がある。	
	水道	断水により7日間は、庁舎、処理場に上水道が供給されない可能性がある。	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災直後は道路が徒歩帰宅者であふれ、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。登庁するための橋梁の耐震対応は済んでいるが、発生時の車輛の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。	
	鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。鉄道利用の職員はいないため影響は無い。	

## 6.1.6 被害想定（水害）

項目		被害想定	
庁舎	管理棟	直近の九頭竜川堤防が決壊し高さ5mの洪水が起きた場合、管理棟1階は水没、2階は最大1.5m程度冠水する。中央管理室の電気計装設備は冠水し使用不能が予想される。	
下水道施設	管路施設	管きよの流出・破損、管きよ内への土砂の流入が懸念される。	
	五領川浄化センター	機械棟電気室以外の機械棟、最初沈澱池、調整池、水処理棟の1、2系列、濃縮タンク等浄化センターのほとんどの土木、建築構造物は水没、電気機械設備の運転停止が予想される。	
要員		処理場周辺の冠水、公共交通手段の途絶により、発災後は参集不能と予想される。冠水の解消後1時間以内に参集可能な職員は、全体の20%程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24時間後で全体の100%程度となる。	
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線等により電力供給が中断する可能性が高い。24時間は、庁舎、処理場、ポンプ場に電力供給されない可能性がある。	
	水道	断水により7日間は、庁舎、処理場に上水道が供給されない可能性がある。	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災直後は道路が冠水、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。登庁するための橋梁や道路に瓦礫や流木等障害物がある場合、復旧に相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。	
	鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。鉄道利用の職員はいないため影響は無い。	

## 6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動などが遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特に No. 4、No. 5、No. 6、No. 7 は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

### 6.2.1 災害（地震、水害）における共通優先実施業務

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の参集状況及び安否確認</li> <li>災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認</li> <li>下水道対策本部の立上げ、体制確保</li> <li>民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保</li> <li>市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延するおそれがある</li> </ul>
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理場・ポンプ場の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握</li> <li>応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討</li> <li>必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議</li> <li>報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理</li> <li>個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁と処理場等間の連絡調整が遅れることにより、処理場等の機能回復に支障</li> <li>被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長</li> </ul>
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡</li> <li>市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡</li> <li>市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認</li> <li>市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整</li> <li>関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認</li> <li>管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生</li> </ul>

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定</li> <li>調査用具、調査チェックリストを準備</li> <li>二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施</li> <li>重要な幹線等の目視調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される</li> <li>処理場やポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される</li> <li>緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される</li> </ul>
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消</li> <li>市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、三和商會に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される</li> </ul>
6	緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される</li> </ul>
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復</li> <li>雨水溢水に対する緊急措置を実施</li> <li>排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される</li> </ul>
8	支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ</li> </ul>
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される</li> </ul>
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される</li> </ul>

## 6.2.2 水害における優先実施業務（事前対応）

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所内で警戒体制を構築</li> </ul>	下水道施設の状況確認の支障
2	降雨情報等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集体制の確立。</li> <li>・ 降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集</li> </ul>	情報の未確認による水害発生の手前準備の遅れ
3	下水道施設に関する情報の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管きょ内水位、ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認</li> <li>・ 風水害による停電に備え、ポンプ場、処理場の非常用発電設備の燃料情報の確認</li> </ul>	水防本部等への連絡すべき情報の確認遅れにより、全庁的な活動に支障 機能停止に伴う浸水被害の拡大
4	水防本部、組織市町との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設に関する情報を連絡</li> <li>・ 河川水位情報等の確認</li> </ul>	相互の情報確認の遅れにより、全庁的な活動に支障
5	水害発生に備えた事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懸念箇所パトロール</li> <li>・ 発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認</li> <li>・ 排水ポンプ車の要請準備</li> <li>・ 浸水防止のための緊急措置</li> <li>・ 資機材の備蓄状況の確認</li> <li>・ データ類の保護</li> </ul>	水害発生に備えた事前準備の遅れにより、水害発生時の対応に支障

## 6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
1	下水道対策本部の立上げ	1 時間	直後 ～ 1 時間	1 時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：組合管理棟（下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、勤務時間外の場合は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報
2	被害状況等の情報収集	3 時間	直後 ～ 6 時間	6 時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：組合管理棟（下水道対策本部） 対応者：情報班又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、市災害対策本部を通じて関連行政部局からの伝達情報、市民からの通報等による情報を情報班が整理
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	3 時間	直後 ～ 6 時間	6 時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：組合管理棟（下水道対策本部） 対応者：連絡班 対応方法：電話、携帯メール等で実施
4	緊急点検、緊急調査	2 日	2 日以内	2 日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：処理場、重要な幹線等 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼
5	汚水溢水の緊急措置	2 日	2 日以内	2 日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
6	緊急輸送路における交通障害対策	2日	2日以内	2日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：被災箇所（緊急輸送路） 対応者：復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	3日	3日以内	3日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：被災箇所 対応者：復旧班 対応方法：支援者とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する
8	支援要請及び受援体制の整備	3日	3日以内	3日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：組合管理棟（下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により県へ支援要請の連絡。支援者に対する担当窓口の設置、支援活動に必要な情報の整理及び作業スペース等の確保
9	一次調査	7日	7日以内	7日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査班 対応方法：支援者とともに保有資機材・調達資機材で実施
10	応急復旧	7日	7日以内	7日以内	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：被災箇所 対応者：復旧班 対応方法：支援者とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する

## 6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	業務名	リソース	必要数量	現状で確保 できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	2人	2人	
		連絡先リスト			
2	被害状況等の情報収集	作業員	2人	2人	
3	都道府県、市災害対策本部、 関連行政部局への連絡	作業員	1人	1人	
4	緊急点検、緊急調査	作業員	2人	2人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		一般平面図			
		下水道台帳			
5	汚水溢水の緊急措置	作業員	2人/班体制 1班(2人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	—	
		仮設ポンプ	—	1台	不足する場合は、協力業者に要請
6	緊急輸送路における 交通障害対策	作業員	2人/班体制 1班(2人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	—	
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	作業員	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	—	不足する場合は、協力業者に要請
8	支援要請及び受援体制の整備	作業員	1人	1人	
9	一次調査	作業員	2人/班体制 1班(2人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳			
10	応急復旧	作業員	2人/班体制 1班(2人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	1台	不足する場合は、協力業者に要請